

道路法における附帯工事について

国土交通省 道路局 路政課

3連休を目前とした、10月のある日のこと。道路局路政課の係員である道川君は、先輩係員である道村さんと連休の過ごし方について話をしているようです。

道村 明日から3連休だけど、道川君は何かする予定はあるのかい？

道川 はい。来月、大学時代の友人とマラソンに出場するので、その練習に励む予定です。

道村 マラソンか。涼しくなってきたし、ストレスも発散できそうだね。
社会人になると体力が衰えてくるし、非常にいい心がけだ。
ところで、道川君、道路局の係員になって半年経つけど、道路法の勉強は進んでいるかい？

道川 合間を縫って進めています。
最近では附帯工事について勉強しています。

道村 うんうん。すばらしいね。
それじゃあ、道川君の勉強の成果を確認しようかな。附帯工事については、道路法第23条第1項において、道路管理者が附帯工事を施行することができるかと規定されているけれど、そもそも道路法における附帯工事とはどういった工事を指すんだい？

道川 附帯工事とは、道路の新築、改築又は修繕という道路に関する工事により、必要を生じた他の工事のことを指します。例えば、道路の拡幅工事をするにあたって、軌道の移設工事をしなければならなくなるなど考えられます。このときの軌道の移設工事は、まさに道路に関する工事によって必要となる工事であり、附帯工事になりますね。

道村 そのとおり。附帯工事の例としては、他にも、道路に関する工事を施行するために必要を生じた工事、例えば、橋の新設や改築工事を行うために必要となった河川の締切工事なども想定されているね。
道路管理者の工事の権限は、本来、道路に関するものに限定されているはずだけど、どうして附帯工事について、道路管理者が施行できるとしているんだろうか。

道川 うーん、道路に関する工事を行う際に必要を生じた工事については、道路管理者がまとめて行った方が、道路に関する工事の完全な執行を図るためにも妥当ですし、そもそも道路に関する工事によって起因する工事である以上、衡平の観点からも道路管理者が行うべき工事だと考えられるからですかね。

道村 まさしくそうだ。
附帯工事の対象となる工事については、道路に関する工事によって、必要となった工事、その工事によってさらに必要となってくる工事についても附帯工事として捉えられそうな気もするけれど、その工事までは道路管理者はできないのかな？

道川 頭が混乱してきそうだな…。
附帯工事の附帯工事ってことですね。附帯工事の附帯工事が、道路に関する工事と関係が深い工事であったり、道路に関する工事を遂行するために不可分の工事である場合には、道路管理者が施行することができると思います。道路の拡幅工事のために、軌道に移設し、そのために歩道の下にあった占用物件も移転する必要がある場合など、道路管理上必要な場合には認められるのではないのでしょうか。

道村 そのとおりだ、しっかり勉強しているね。
附帯工事を施行する際の手続きについては、勉強しているかい？

道川 手続きについては、まだ確認できていないです。ご教示願います。

道村 附帯工事を施行する際の手続きとして大事なことは、附帯工事が占用物件に関する工事なのか、そうではないのかなんだよ。
占用物件に関する工事の場合は、占用物件の管理者である占有者の同意を得ずに、道路管理者の判断で工事を施行していいこととされているんだよ。これは、占用物件は道路管理者によって道路の上に設置することが許可されているものである以上、道路管理上の理由により、ある程度の制約を受けることは当然であり、道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合には、占用物件の除去等をせざるを得ないことはあらかじめ承知すべきことと考えられているからなんだ。
一方、道路の占用に関する工事以外の工事を附帯工事として施行する際には、その附帯工事を規律している法令の規定に従わなければならない、施行に当たっては、本来その工事を施行する権限を有する者の同意を得なければならないこととされているんだよ。

道川 なるほど。大変勉強になります。ちなみに、道路法第23条の第2項において、河川工事や砂防工事については、第1項の規定が適用されないと規定されているのはなぜなのでしょう。

道村 それはね、河川法や砂防法の規定と関係してくるんだよ。河川法第18条では、河川管理者が他

の工事によって必要を生じた河川工事を、必要を生じさせた他の工事の施行者に施行させることができる旨を定めているんだ。この規定が、道路管理者が道路に関する工事によって生じた他の工事を附帯工事として施行することができる道路法第23条第1項の規定に、抵触してしまうんだよ。つまり、道路法では附帯工事であるものが、河川法ではいわゆる原因者工事であると解釈することができることとなってしまう、どちらの規定を適用するべきか疑問が生じてしまうんだ。そこで、道路法第23条第2項で他の工事が河川工事の場合については、第1項の規定を適用しない旨を定め、河川法における原因者工事として処理することとしているんだよ。砂防法に関しても同じような適用がなされているんだ。

道川 各法律間で調整をとっているんですね。
道路法だけでなく、関係する法律もしっかり勉強しないとイケないのか…。

道村 うん。徐々に慣れていこう。
ちなみに附帯工事に関しては、時間的な制限があることも最後に頭に入れておこう。附帯工事は条文に書かれているとおり、道路に関する工事と「あわせて施行する」こととされているよね。これは、道路工事を施行するときと同時か、あるいはその前後の相当な期間内に施行する場合に限られるとされているんだ。例えば、用水路の工事のみを、道路の工事を行う何ヶ月も前や後に行うことは許されないんだ。

道川 附帯工事の制度の趣旨である、道路に関する工事の完全な執行を図るために、道路管理者があわせて施行することから考えると、そのとおりですね。
よし。これで附帯工事については大体理解できたぞ。

道村 うむ。また機会があったら、道川君の道路法の知識を確認するから、この調子でどんどん勉強していこう。マラソン中にも道路を観察すると、いろいろ発見があるかもね。

道川 マラソン中にそこまで余裕があるかわからないですけど、がんばります…。

【参照条文】

○道路法（昭和二十七年法律第百八十号）（抄）

（附帯工事の施行）

第二十三条 道路管理者は、道路に関する工事に因り必要を生じた他の工事又は道路に関する工事を施行するために必要を生じた他の工事を道路に関する工事とあわせて施行することができる。

2 前項の場合において、他の工事が河川工事又は砂防工事であるときは、当該他の工事の施行については、同項の規定は、適用しない。

○河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）（抄）

（工事原因者の工事の施行等）

第十八条 河川管理者は、河川工事以外の工事（以下「他の工事」という。）又は河川を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは河川の現状を変更する必要を生じさせた行為（以下「他の行為」という。）によつて必要を生じた河川工事又は河川の維持を当該他の工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせることができる。